



令和 6 年 7 月 26 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市国民健康保険運営協議会

会長 堀内 龍文



令和 7 年度国民健康保険料の見直しについて（答申）

令和 6 年 5 月 17 日付け流保年第 309 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市国民健康保険運営協議会は、令和 6 年 5 月 17 日に市長から令和 7 年度国民健康保険料の見直しについて諮問を受け、これまで 4 回にわたり審議を行いました。

2 審議結果

（1）見直しの必要性

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える基盤となる制度ですが、被保険者の年齢構成、医療費水準の高さ、所得に占める保険料負担の重さなどから財政構造上の問題を抱えています。

また、本市では、今後、被保険者数の減少により保険料収入は更に減少し、事業費納付金は不透明な状況のため、国等から削減・解消が求められている決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入（以下「赤字繰入」という。）は増加又は一定規模維持されることが見込まれています。

さらに、国民健康保険財政の責任主体である千葉県は令和 12 年度までの県内市町村単位での赤字繰入解消、令和 12 年度以降の県内保険料完全統一を目指している中、千葉県が示す標準保険料率と平成 28 年度から据え置いている本市保険料率との乖離を段階的に解消する必要性については理解できます。

以上のことから、令和 7 年度から国民健康保険料の引上げを基本



として見直すことは、やむを得ないと結論に達しました。

(2) 国民健康保険料見直しの内容

ア 国民健康保険料率改定の内容

見直しをする国民健康保険料の賦課額は、標準保険料率との乖離幅が一番大きい後期高齢者支援金等賦課額とし、応能、応益の配分については、県算定方式の賦課割合に近づけつつも、低所得者層及び中間所得者層への影響を十分考慮する必要があります。

保険料率については、上記を踏まえ、以下の改定額等を妥当とします。

(ア) 基礎賦課額（医療分） 据え置きとする。

(イ) 後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の2.2から100分の3.23とする。

均等割 被保険者1人当たり5,500円から12,700円とする。

(ウ) 介護納付金賦課額 据え置きとする。

イ 国民健康保険料率改定の効果

新料率適用後の保険料収入増加額は約3.3億円と見込まれます。

当該保険料収入増加額は流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画上、中間見直し年度である令和8年度の赤字繰入想定期額約9.6億円の3分の1にあたる約3.2億円と同規模となり、被保険者の負担感を踏まえて、赤字繰入を段階的に解消する視点から許容できます。

(3) 附帯意見

国民健康保険料率の改定に当たり、以下の意見を申し添えます。

ア 物価高騰等の社会経済情勢が厳しい中、保険料の増加はとりわけ低所得者層に負担となることから、国民健康保険制度の財政構造上の問題点を解消すべく、国に財政支援の拡充について要望を上げるなどの積極的な働きかけを行うこと。

また、第2期事業財政健全化計画の中間見直しの際には低所得者層の負担感を考慮し、一般会計から国民健康保険特別会計に対する支援に関しては、減少させる時期や規模について十分検討すること。

イ 国民健康保険財政の支出拡大を防ぐため、医療費適正化など

の取組みを継続していくこと。

ウ 保険料の見直しが、一定の自己負担額で高度な医療が受けられる国民健康保険制度を支えるために必要であることを、十分に周知し、被保険者の理解が得られるよう努めること。